

## 住民税の申告はお済ですか？

各種保険料（税）などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告が必要な場合があります。

未申告の場合、保険料の算定や軽減措置の判定ができない場合があります、重要な行政サービスが受けられず不利益を受けることがありますので、未申告の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

### 住民税の申告が必要な人とは？

- ・ 20万円以下の給与所得以外の所得がある人 ・ 退職などで年末調整をしていない給与所得者
- ・ 年金受給者の確定申告不要制度を利用した公的年金受給者のうち、年金以外の所得があった人
- ・ 後期高齢者制度の被保険者や、国民健康保険加入者及びその世帯主で申告がない人

▶ 日 時 9月1日(㊦)～9月7日(㊦) 9:00～16:00

▶ 場 所 役場1階 3番窓口（税務係）

▶ 持ち物 ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・ 各種控除証明書  
・ 収入のわかるもの（源泉徴収票、売上伝票など）  
・ 経費のわかるもの（仕入伝票、領収書など）

▶ 問合せ 町民課税務係 ☎ 2 1 1 2

## 家屋を取り壊した方は届出を！

以下にお心当たりのある方は、町民課税務係に「固定資産異動届」を提出して下さい。

- ・ 未登記の建物を取り壊したが、届出をしていない。
- ・ 4月に送付された納税通知書に、今はもうない建物の記載がある。



未登記の建物を取り壊した際、異動届の提出がないと翌年度も課税となります。

お心当たりのある方、また年内に家屋を取り壊す予定の方は、町民課税務係までご連絡ください。

なお、登記している家屋を取り壊し、管轄の法務局で滅失登記の手続きをした方は、届出の必要はありません。

▶ 問合せ 町民課税務係 ☎ 2 1 1 2

## 誇りを胸に、叶える未来。

※防衛大学校・防衛医科大学校 受験願書受付中

種目	応募資格	受付期間 (締切日必着)	試験期日
防衛大学校学生(推薦)	18歳以上21歳未満の者(令和5年4月1日現在)、高卒(見込含)又は高専3年次修了(見込含)で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者	9月5日～9日	9月24・25日
防衛大学校学生(総合選抜)	18歳以上21歳未満の者(令和5年4月1日現在)(自衛官は23歳未満)高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含)	7月1日～10月26日	1次 9月24日
防衛大学校学生(一般)			2次 10月29日・30日
防衛医科大学校医学科学生	18歳以上21歳未満の者(令和5年4月1日現在)高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含)	7月1日～10月12日	1次 11月5・6日
防衛医科大学校看護学科学学生 (自衛官候補看護学学生)			2次 12月6～10日
		7月1日～10月5日	1次 10月22日 2次 12月14～16日
			1次 10月15日 2次 11月26日・27日

志願書類請求及び詳しいお問い合わせは、成田地域事務所 ☎ 0476-22-6275、メール: narita@rct.gsdf.mod.go.jp

